

令和2年10月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和2年10月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和2年10月21日（水） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
9月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議
議案第41号 臨時代理の承認について（長浜市教育委員会会議規則の一部改正）

日程第5 協議・報告事項

- (1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱及び長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について
- (2) 長浜市学校施設等長寿命化計画（素案）について
- (3) 令和3年「新成人を祝うつどい」の開催会場等について
- (4) 令和2年長浜市議会9月定例会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和2年11月教育委員会定例会開催予定 11月18日（水） 午後1時30分～

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第41号

件 名：臨時代理の承認について（長浜市教育委員会会議規則の一部改正）

第1 提出理由

文部科学省通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」に基づき、教育委員会会議の運営をより充実させ、有意義なものとするために、オンラインによる会議及び出席について規定する必要があるため。

第2 要点

- 1 オンライン会議システムの方法による教育委員会会議の開催について規定し、この方法による会議の参加を出席とみなす。

第3 施行期日

公布の日（令和2年10月6日）から施行する。

臨時代理の承認について（長浜市教育委員会会議規則の一部改正）

長浜市教育委員会会議規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定により下記のとおり臨時に代理したので、同規則第3条第1項第2号の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年10月21日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

記

長浜市教育委員会会議規則の一部改正について、長浜市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成18年教委規則第6号）第2条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和2年10月6日

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会会議規則（平成18年長浜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（映像及び音声の送受信を行う方法による会議）

第6条の2 会議は教育長及び委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、行うことができる。この場合において、委員は、当該方法による会議への参加をもって前条第1項の指定の場所に参集し、出席したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則【新旧対照表】

新	旧
<p>(委員の会議出席の義務)</p> <p>第6条 委員は招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p>	<p>(委員の会議出席の義務)</p> <p>第6条 委員は招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p>
<p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を示して会議の開会前までに教育長に届け出なければならない。</p>	<p>2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を示して会議の開会前までに教育長に届け出なければならない。</p>
<p>(映像及び音声の送受信を行う方法による会議)</p>	
<p>第6条の2 会議は教育長及び委員が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、行うことができる。この場合において、委員は、当該方法による会議への参加をもって前条第1項の指定の場所に参集し、出席したものとみなす。</p>	

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱及び長浜市病
児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

- 1 保育所等及び病児保育事業実施事業者が実施する感染症防止対策経費の補助（間接補助）について、国要綱が改正されたことから、本市関係要綱の一部を改正するもの。
- 2 保育所等における事業の継続実施のための関係経費の補助（事業主体が県となる国庫補助）について新たに県要綱が制定（令和2年10月1日施行。令和2年4月1日適用）されたことから、本市関係要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

- 1 各要綱における補助対象事業を定める別表中、補助基準額・上限額（50万円）を令和元年度及び令和2年度の実支出額の合計額とするもの。
- 2 運営補助金交付要綱の別表に補助対象事業として保育所等における事業継続実施のための事業を追加する。

第3 施行期日

令和2年10月5日（令和2年4月1日から適用）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(略)				(略)			
(9)保育環境改善等事業	(略)	(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（3の（2）の④に規定する事業に限る。）	保育改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に限る。）を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円（令和元年度の実支出額との合計）以内	(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（3の（2）の④に規定する事業に限る。）	保育改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に限る。）を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円以内
(略)				(略)			
(11) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	滋賀県新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年10月1日付け滋賀県第2210号滋賀県健康医療福祉部長通知）の別添「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業（同要綱3の（2）に規定する事業に限る。）	(1) 保育所等における感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業に必要な経費 (2) 保育所等において職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業に必要な経費	1施設当たり500,000円以内	(新)			

長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新					旧				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額
(略)					(略)				
子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき補助対象者が実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	1か所当たり500,000円以内 ただし、市による当該事業所へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入にかかる経費がある場合は、当該経費を差し引いた後の額とする。	新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要な経費（飲食料費を除く。）	10 / 10	1か所当たり500,000円（令和元年度の実支出額との合計）	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき補助対象者が実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	1か所当たり500,000円以内 ただし、市による当該事業所へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入にかかる経費がある場合は、当該経費を差し引いた後の額とする。	新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要な経費（飲食料費を除く。）	10 / 10	1か所当たり500,000円

長浜市学校施設等長寿命化計画（素案）について

1. 計画策定趣旨

本計画は、長浜市公共施設等総合管理計画の目標や方針を実現するための個別施設計画とも位置づけ、学校施設等の適正規模、適正配置等も検討しつつ、長寿命化により現有建物を最大限活用できるよう、適切な改修の実施時期や規模を定めた中長期的な計画として策定する。

2. 計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間

3. 策定スケジュール

令和2年10月	全庁意見照会、教育委員会定例会（素案）
11月	庁議、市議会総務教育常任委員会（素案）、パブコメ開始
12月	パブコメ終了
令和3年1月	最終案決裁、教育委員会定例会（策定報告）
2月	庁議、市議会総務教育常任委員会（策定報告）、公表

4. 計画の概要(長寿命化改修の考え方)

学校施設等を建築後80年まで使用することを目標とし、大規模改造の実施を建築後20年及び60年に設定し、長寿命化改修を建築から40年後に実施することを基本とする。長寿命化改修を行いつつ目標使用年数を80年とすることで、中長期的な維持管理等に係るトータルコスト縮減と予算平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保する。

5. 実施計画(改修計画)の概要

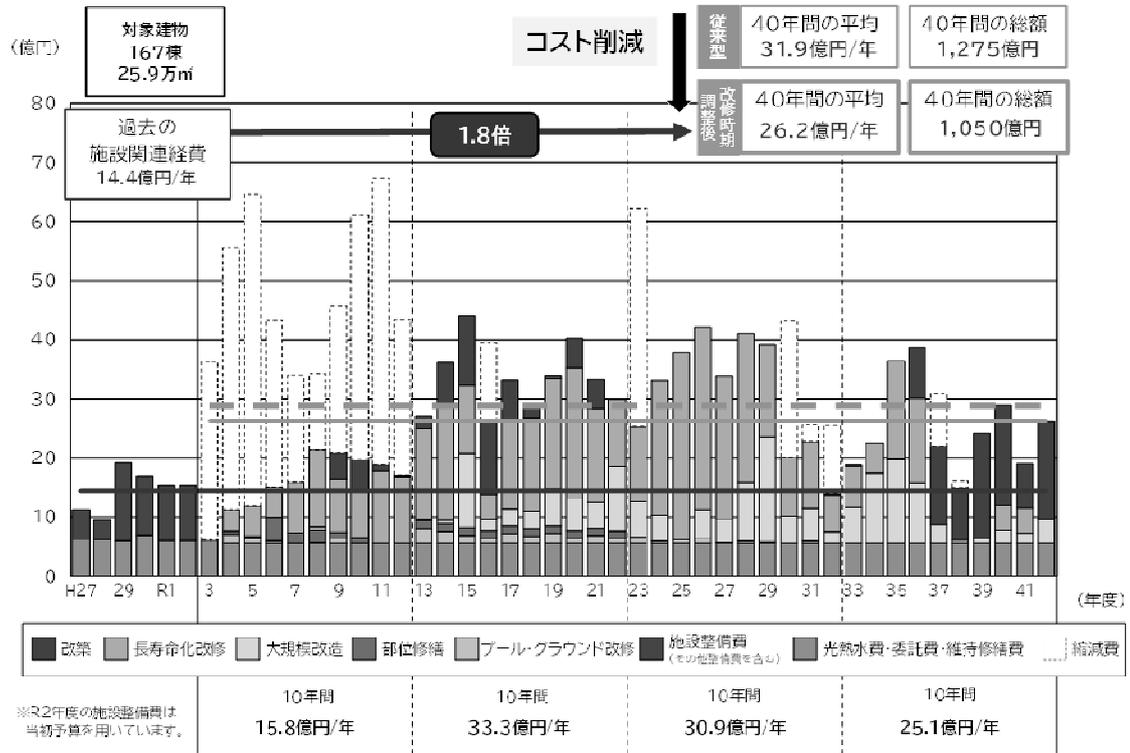
①実施計画の作成

築年数・改修履歴、学校施設等の適正配置等を考慮の上、改修等の方法を設定
建物調査結果（劣化状況）を踏まえて着手順を設定

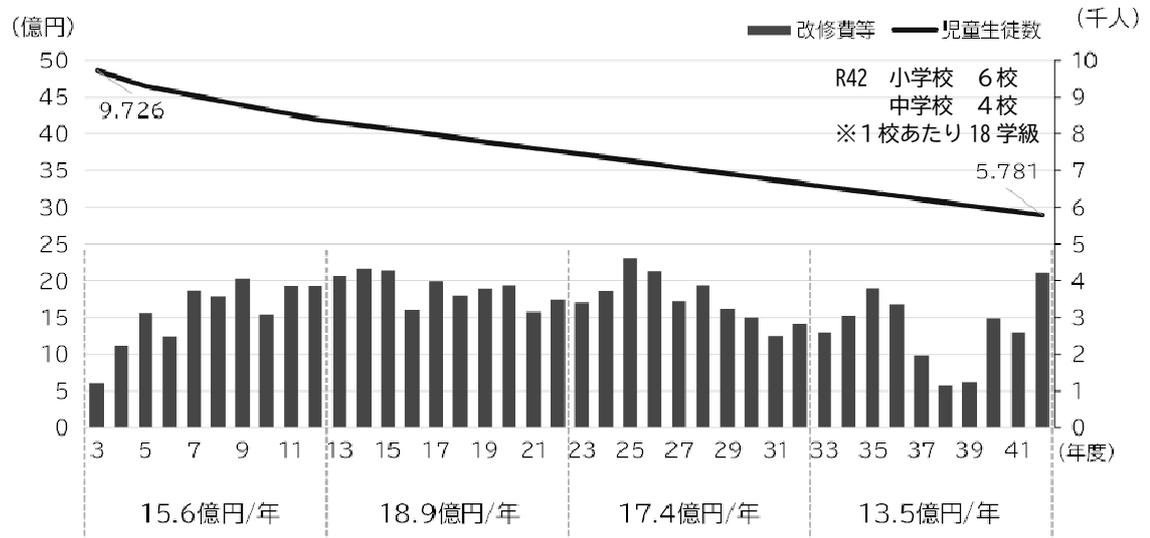
実施時期	改築	長寿命化改修・大規模改造	部位修繕
前期 令和4年度 令和7年度		長浜北小学校(校舎1) 神照小学校(校舎1) 浅井小学校(校舎1) 北中学校(校舎1、G) 浅井中学校(校舎1、G) 湖北中学校(校舎1・2・3、G)	びわ北小学校 (校舎1・2、屋内運動場) 浅井小学校(校舎2) 西中学校(屋内運動場) 北郷里小学校(校舎1・2) 虎姫学園(旧中)(校舎1) 一妻保育園(園舎)
後期 令和8年度 令和12年度	南郷里小学校(校舎1、G) 北郷里幼稚園(園舎1・2)	長浜北小学校(校舎2・3) 南郷里小学校(校舎2・3) 虎姫学園(校舎1) 小谷小学校(校舎1・2、屋内運動場) 木之本小学校(校舎2) 北中学校(屋内運動場) 東中学校(校舎1、屋内運動場) 南中学校(校舎1、屋内運動場) 湖北中学校(校舎4) びわ中学校(校舎3・4・5) 長浜幼稚園(園舎1) あざい認定こども園(園舎2)	田根小学校(校舎1・3) 伊香貝小学校(校舎2) 永原小学校(校舎1、屋内運動場) びわ中学校(屋内運動場)

※令和3年度は設計等のための期間とする。

②実施計画に基づくコスト・シミュレーション



③児童生徒数の推計、小中学校の適正配置等を考慮したコスト・シミュレーション



児童生徒数の減少に合わせて小中学校の適正規模、適正配置を検討した結果、令和42年度時点で必要となる小中学校の総数は10校となりました。この間、シミュレーション上で改築や改修が必要となる時点でこれらを実施せずに小中学校の統廃合を順次進めた場合、維持更新コストは総額654億円（平均16.4億円/年）となります。

令和3年「新成人を祝うつどい」の開催会場等について

来年1月10日に開催する「長浜市新成人を祝うつどい」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行い、安心、安全に実施するため、会場等を次のとおり変更して開催します。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

- ・密集、密接の回避 2会場で各1回開催を4会場で各2回開催 2回開催→8回開催
- ・開催時間の短縮 95分 → 40分
- ・サーマルカメラを使用した検温や手指消毒、1部から2部への入れ替え時の換気などを実施

2. 実施概要

- ・開催日 令和3年（2021年）1月10日（日曜日） 変更なし
- ・分散開催 会場 2会場 → 4会場 2会場追加（臨湖・浅井文化ホール）
開催回数 1会場につき 1回 → 2回（市内合計8回開催）

会場	部	時間	対象者出身中学区	担当連絡先
ホテル&リゾート 長浜 (旧長浜ロイヤルホテル)	1部	12:00~12:40 (11:30~受付)	西中学校	市民協働部 生涯学習文化課 TEL65-6552
	2部	14:00~14:40 (13:30~受付)	北中学校	
臨湖	1部	12:30~13:10 (12:00~受付)	南中学校	
	2部	15:00~15:40 (14:30~受付)	東中学校	
浅井文化ホール	1部	13:00~13:40 (12:30~受付)	湖北中学校 びわ中学校	
	2部	15:00~15:40 (14:30~受付)	浅井中学校 虎姫中学校	
木之本 スティックホール	1部	11:30~12:10 (11:00~受付)	高月中学校 鏡岡中学校	北部振興局 地域振興課 TEL82-5900
	2部	14:00~14:40 (13:30~受付)	木之本中学校 杉野中学校 西浅井中学校	

令和２年長浜市議会９月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
山崎 正直	<p>コロナ禍で学校は3月から5月まで休業となり、今年度のスタートが混乱していたのではと心配だ。また、夏季休業が短くなり、学校行事も多く削減されたと聞く。スクール・サポート・スタッフ制度が導入されたとはいえ、配膳を含めた給食時の配慮、施設や器具の消毒等、先生方の負担も多いと思われる。現時点での教育現場の状況を問う。</p>	<p>各校における消毒作業などの新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策は、これまでに経験のないことであり、当初は戸惑いがあったという状況を、教育委員会としても確認している。</p> <p>その後、緊急スクール・サポート・スタッフなどの人的支援により消毒作業等の負担軽減を図ったり、消毒の時間を確保するために日課を変更するなどして有効な時間の活用を行うなど、学校体制を工夫したりすることにより、徐々にではあるが、学校の新しい生活様式が定着しつつあると把握している。</p>	教育長	教育指導課
山崎 正直	<p>今後新しい生活様式のなかでの学習や行事の持ち方について、どのようにあるべきか、所見を問う。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校は過去に例のない長期休業を強いられた。長期休業のもたらした影響は計り知れず、課題にも短期と中長期的な視点で見えていくべき課題があり、継続的な対応が求められていると捉えている。</p> <p>学校教育は教科学習のみならず、学校行事や特別活動など様々な教育活動で総合的に成り立っている。新型コロナウイルス感染症の予防を十分に行いながら、そのなかで学習や学校行事の本来の目的が達成できるよう、子どもの視点に立った教育活動を推進していただくよう各学校園に願っているところである。</p> <p>また、その上で、「今まで当たり前できていたことができない毎日」、あるいは「様々な制限を求められる生活」など、今、この時代に生きているからこそ経験していることを、どのようにとらえていくべきか、子どもたちと一緒に考えて、取り組んでいくことが必要であると思っている。</p> <p>そうしたことから、子どもたちそして教職員には、このコロナ禍による影響をマイナスに捉える</p>	教育長	教育指導課

		<p>のではなく、プラスに転じる力を持つ機会として いてほしいと願っている。</p>		
	<p>(再問) どのように展開していくのか、具体的な考えがあれば、聞かせてほしい。</p>	<p>発達段階にもよるが、最も大切なことは、子どもたちの意見を聞くということである。</p> <p>例えば、先週5中学校で体育大会が行われた。ある中学校では、入口を1か所にして体調チェックとまではいかないが、声かけをしながら入場をお願いされていた。また、この学校の生徒会は、この状況の中で充実感を持って活動できることは何かを考えて、大声を出さなくて済むような種目を考え企画したと、校長より聞いている。</p> <p>このような取組は、感染症に対する差別や偏見を抑止する大きな力になると思い、非常にうれしく思っているところである。</p>	教育長	教育指導課
山崎 正直	<p>今年2月に、佐賀県多久市に視察に行ってきた。そこは、「児童生徒の学び方と教職員の働き方改革プロジェクト」という事業を展開しておられ、業者と連携してフルパブリッククラウド化を行うことで、教職員がPCを持ち帰ることが可能となり、多くの教職員がテレワークを行っているというところである。</p> <p>今後は3カ月間もの臨時休業はないとは思いますが、学校は長期休業期間もあるので、これを機会にICTを利用したテレワークの導入も検討すべきではないか。所見を問う。</p>	<p>本市では、他県で行われているような取組については、十分な調査研究ができていない状況である。</p> <p>現段階では、今後の働き方改革や長期休業期間中のテレワーク等、活用についての可能性を探るほか、ICT活用に伴って必要となるソフトの研究等のテレワーク作業についても、検討していきたいと考えている。</p>	教育部長	教育指導課

◆個人質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
草野 豊	障がい者雇用に対する取組について、行政・教育委員会・病院の目標数値の達成状況について問う。	<p>(教育委員会分) 教育委員会のしょうがい者雇用状況は、令和2年6月1日時点において、雇用率0.56%、雇用率算定上のしょうがい者数2人であり、教育委員会の法定雇用率2.4%を達成していない状況である。昨年、一昨年はさらに数名雇用していた状況であったが、諸般の事情により退職された。</p> <p>今後は、しょうがいのある方が活躍できる職務を創出、選定して、雇用を推進していきたい。</p>	教育部長	教育総務課
草野 豊	<p>文部科学省は「コロナ感染者を責めない」と児童生徒にメッセージを発信している。感染した人が悪いのではない。「早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしい」と呼びかけている。</p> <p>学校での現対応と事例発症時の教育委員会、各学校の指導体制を問う。</p>	<p>各校においては、5月からの分散登校の時点で、市内医療機関から提供いただいた、新型コロナウイルスの本当の怖さは病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながる場所であるといった資料等を用いて、各校でそれぞれの発達段階に応じて重点を置いて指導をしている。</p> <p>さらに長浜市においては、人権教育に数十年間取り組んできた実績がある。その実績から考えると、誤解や偏見の原因となるのは、正しい知識、事実の認識の欠如にあるという点は学校も十分承知しているところである。そのため、学校では教育活動のあらゆる場面において、感染症に関する正しい知識を伝え、正しい情報に基づいて判断、行動できるように指導しているところである。しかしながら、時に大人の一言によって、子どもたちの正しい人権感覚が覆されてしまうことがある。今後は、地域、社会、総ぐるみで、人権意識をさらに向上させる取組が必要だと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) 児童生徒においては、感覚が「コロナか」という状態が見受けられる。そういった中できちんと指導をしていただくということと、これから冬場に向かってインフルエンザかコロナかわからないというような状況が出てきた時に、教育委	子どもたちの状況であるが、この点に関しては、市内の学校長から何回も話を聞いているところである。その話を総合的にお伝えすると、子どもたちが例えば全国的なニュースでもよく報道されるが、コロナに関して差別的な発言をする場合があるが、それはある意味子ども特有の何の気なしに発したたわいもない一言であるという状況が多いと考えている。このようなことに対しての指導方法であるが、一律に「そんなこと言ったらだめ」ではなく、これは学年全体で扱うのがいいのか、学級担任が行うのがいいのか、朝の会がいいのか、	教育長	教育指導課

	<p>員会として毅然とした態度で指導していただかなければならない。そういった点について、再度見解を問う。</p>	<p>道徳がいいのか、それを各子どもたちの状況に応じてその学校の先生方で、十分検討していただき、指導を行っているところである。</p> <p>秋冬に関しては、私どもも大変危惧している。本市としては、4月中に新型コロナに関するアドバイザー会議を立ち上げている。このアドバイザー会議には、市内の医療機関の専門家の方々、学校医の代表の方、各校園の校園長先生方、市内の養護教諭、このような方にテレビ会議システムを使って集まっていただき、いろんな問題点について意見を交換していただいて、指導を受ける中で原則的な方針を決めて今日に至っている。</p> <p>10月早々にもこの会議で、この秋冬の対応対策等について、十分協議をし、秋冬に至らないうちに対応の原則を取りまとめたいと考えている。</p>		
草野 豊	<p>学校行事について、滋賀中日の記事を読んだ保護者の方から相談を受けた。教育委員会に問い合わせると「最終決定は各学校の判断に委ねているが、助言はしている」との事だった。担任が安易に事業の中止を口にし困惑された保護者もいるようだった。事業に対しては、保護者や児童生徒の意見を集約し、コロナ禍での対応をどうするのか、児童生徒の立場に立ち、考えていただきたいと思うが、見解を問う。</p>	<p>学校教育は教科学習のみならず、学校行事や特別活動など様々な教育活動で成り立っており、学校行事は欠かすことのできないものと考えている。</p> <p>したがって、本市としては、学校行事の実施については一律に中止や制限をせず、各学校で判断いただいている。</p> <p>コロナ禍で、従来どおりの持ち方ができない状況ではあるが、各校の実情に合わせ、感染防止に最大限の配慮をし、児童生徒の立場に立って、保護者の意見も十分に考慮しながら、行事の形態を変えたり時間や場所を工夫したりする中で、できる限り実施の方向で検討をお願いしているところである。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) それぞれの学校に任せるとの事であるが、市教委指導で、実施する・しないを決め、その実施する中であって、どういう風にしていくのかというの</p>	<p>小学校の状況は、旅行会社に依頼しなくても実施できる学校もあれば、バス5,6台になる学校もある。保護者の意見は十分聞いているが、中には医療従事者や福祉施設従事者等の方もおられて、そういう方の根本的な不安は、払しょくできない。各学校の状況を考え、可能な限り実施の方向で考えていただきたいとお願いしている。</p>	教育長	教育指導課

	<p>は、各校が決めることである。教育委員会としての指導体制が、学校にお任せするというのは、納得できない。他市では、AのところかBの所へ行きなさいという教委からの指示があるが、長浜市ではなされないことを疑問視する。当初計画していたことを変更、中止となり二転三転することに不安を感じる。</p>	<p>市内小中学校においては、形が変わっている部分もあるが、子どものことを考えると、何らかの形で、という共通の思いを理解していただきたい。予測不可能なところでの対応であり、現時点では、このような形で子どもたちの思いを十分くみ取りながらやっていきたい。</p>		
	<p>(再々問)このことは、小6、中3の保護者が特に要望されている。担任、主任の先生は、中3の担任や主任を2回3回される。その方々の意見が踏襲されると問題がある。その学校に一任なので、校長主導のときちゃんと対応してもらいたい。</p>	<p>一任という言葉の解釈をどのように答えるとよいか迷うが、一任するから決めてくださいではない。実施の方向で考えていただきたいということを校長会を通じて再度お願いしているところである。</p> <p>今後も校外学習や卒業式など学校行事が続くが、同じである。教科学習のみで学校が存在しているのではない。学校も判断を迷うところであるが、先生によって言うことが違う状況は、子どもたちが混乱するので、校長会を通じて指導していく。</p>	教育長	教育指導課
草野 豊	<p>在宅での時間が長かったことで、子どもたちだけでなく大人までもストレスがたまりかねない時期となり、児童生徒の心のケアが不可欠だと感じている。</p> <p>従来から不登校に対するカウンセリングは実施されているが、今まで以上のスクールカウンセリングが必要と考える。相談窓口の拡充、24時間対応の電話相談等の窓口を長浜市独自の施策として実施</p>	<p>本市では、他市に先駆け、5月の臨時休業期間中、教育センター内に心の相談特設ダイヤルを設置し、児童生徒や保護者の心のケアに対応してきた。学校再開後3か月は特設ダイヤルの設置を継続しつつ、学校での教育相談に重点を置き、今まで以上に丁寧な観察や声かけを心がけるなど、児童生徒の小さな変化にも対応できるよう各学校で取り組んでいただいているところである。また保護者の方の相談に関しても学校を始め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育センターの相談窓口等で対応している。</p> <p>さらに、必要に応じて相談窓口での相談をはじめ、専門家や関係機関等と連携しながら児童生徒の心のケアにあたりたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課

	できないかと考えるかどうか。			
矢守 昭男	県内各地の教育委員会では、修学旅行キャンセルの企画料金を、市が負担するなど支援されているが、長浜市では企画料金について、保護者負担軽減をどのように考えているのか問う。	修学旅行については、学校行事であり、また、学校の規模、行先、実施期間も異なるため、市内の学校に対して一律に中止を求めていることから、中止にかかる料金を市として負担することは考えていない。したがって、企画に関わる料金についても、その後の修学旅行に代わる校外学習の対応が学校により異なることもあり、各学校で対応いただいている。	教育部長	教育指導課
	(再問) 企画料については、PTAに負担をお願いするなど対応されるようだが、実施の方向性であるならば保護者の負担も考え、他市や全国各地でされているように、市で負担をするという考えはないのか。	企画料金は、キャンセル料とは別のもので、旅行会社が旅行の計画の立案に対価を求めているものであり、その金額もばらばらである。また、キャンセルをする、しないに関わらず発生をするものである。他市町については、全体でやめると公表しているところが2市、それ以外のところは一律にやめるということではなく、中止とした際にキャンセル料を交付金等で賄うと表明されている。先ほど申しあげたとおり、市として一律に中止を求めているものではなく、それぞれの学校で形態が異なっていることから、学校での対応を校長会などでの協議の中でお願いをしている。	教育部長	教育指導課
藤井 登	月80時間の残業が過労死ラインである。80時間を超えると産業医の面接、指導を受ける必要がある。自己申告制であるため、80時間以内に抑えているケースがある。市は客観的に把握する必要がある。その対策について問う。	議員ご指摘のとおり、教員の勤務時間について客観的に把握することは必要であると捉えているので、各教員の出勤時刻を正確に把握するための体制を整えるなどの対策を講じていきたいと考えている。 それと同時に、最も重要なことは、超過勤務が月に80時間を超えない勤務状況を創り出すことであると考えているので、学校が担うべき業務を精選すること、スクール・サポート・スタッフなどの人的配置を行うこと、また、今後導入する校務支援システムを活用することなどを通して、教員が夢と希望をもって子どもたちの教育にあたるよう、教育委員会としても支援していくことで、教員の働き方改革を進めていきたいと考えている。	教育長	教育指導課
	(再問) 自己申告制であることが問題である。タイムカード制を	タイムカード制については、県内のいくつかの市町で導入していると聞いている。また、パソコンを起動すると同時に出勤扱いとなるようなシス	教育長	教育指導課

	導入したり、先生方ではなく、管理職がしっかりと管理したりするなど、客観的に把握する体制を整えてほしい。見解を問う。	<p>テムがあることも把握している。</p> <p>このことについては、現場の先生方が大切な問題だと自覚し、こんな方法だったらできるという方法を共に考えていくことが重要である。</p> <p>すぐに導入することは難しいが、働き方改革は社会の重要なテーマだと考えているので、その一つの助けとなるような方法を考えていきたい。</p>		
藤井 登	<p>全国学力・学習状況調査をコロナ禍の中、他の市町では実施していないのに本市で実施された理由について問う。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、学習指導要領の概念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力等を具体的に示す内容を盛り込んで作成されている。</p> <p>子どもたちに、新しい学力や今求められる力に触れることのできる本調査に真剣に向き合う機会を与えることは、必要なことと考え、本市としては、調査を実施した。</p> <p>今後は、結果を十分分析し、各校においても、また市においても、その課題に対する施策や教育指導のさらなる改善・充実に役立てていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	(再問) コロナ禍において他市町がやっていない中であえて本市が実施したが、その時間を学力保障や学校行事等に充てる必要はなかったか。児童生徒が異常な状態で学校に来ている中で行ったものを分析しても意味があるのか。	<p>本調査で求められるような新しい学力は、これから生きていく子どもたちに必要な力である。この問題を経験させないことは、逆に学力の保障をしていないことになる。先生たちが自分の育ててきた子どもたちが個々の問題に対してどうだったか、また、いつもなら解けるはずの子が解けない・書けないといったことを図る指標にもなる。これらを卒業までに活用して行ってほしい。</p>	教育長	教育指導課
竹本 直隆	大プールと小プール併設型では、新設の場合2億円(木之本小学校プール)の整備工事が掛かる。未設置の学校のプール整備や大規模な改修を必要とされるとき、市としては今後どのような考え方を持っているのか問う。	<p>学校施設においては、築30年以上の校舎が5割を超えていることから、今後の改築や長寿命化改修に係る財政負担が、非常に大きな課題となっている。</p> <p>このことから、多額の投資を伴うプールの新設及び大規模改修については、周辺校を含む児童生徒数の状況等を十分考慮しながら、慎重に判断すべきと考えている。</p>	教育部長	教育総務課

	<p>(再問) 今後ますます少子化が進む中で、これからコストをかけていく上においても、今後何年以降は新設のプールは使わない等、新しい方針を出していく必要がある。プールの整備は難しい局面を迎えてくるので、しっかりとしたビジョンを示していくべきだと思が見解を問う。</p>	<p>全体的な学校施設等の計画については、報告もさせていただくが、現在作っている長寿命化計画等の中で方針を明確にしてきている。ただしプールに特化してということではなく、当然プールも含まれるというような考え方をしているし、最初の答弁でもさせていただいたように、色んな状況も考えてやっていく必要があるというふうに考えているので、まずは計画の中で進めさせていただき、状況を勘案しながら、進めていくという考え方である。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>
竹本 直隆	<p>長浜市ではプールが設置されている小中学校は30校あるが、年間1プールあたり472,000円の維持管理コストが発生し、その他に濾過器の交換(2,000,000円)やポンプ修繕などの費用も支出されている。少子化による統廃合も進む中で必要な経費が重くのしかかってくると推察するが見解を問う。</p>	<p>学校プールでは、ご指摘いただいたランニングコストが掛かる一方で、年間の利用はほぼ6月と7月の授業に限られる。</p> <p>今後の学校プールの在り方としては、費用対効果の観点からも、複数校による共同利用や民間プールの活用なども選択肢の一つとしながら、幅広く検討していく必要があると考えている。</p> <p>ただし、現在は通常のランニングコストだけでいけているという状況でもあるので、そのところは、状況を見ながらということになる。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>
竹本 直隆	<p>千葉県や海老名市などは民間のスイミングスクールなどに委託し、児童、生徒は水泳の授業を受けている。老朽化が進んでいる学校プールについては、改修工事をせず他の施設利用を検討すべきと思が見解を問う。</p>	<p>先ほどの答弁でも申しあげたとおり、学校プールの在り方については、幅広い検討が必要と考えている。</p> <p>そうしたことから、市営・民間施設の利用や複数校による共同利用、将来の人口減少に伴う統廃合を検討し、今後の老朽化度合を見極めながら、子どもたちにより良い教育環境を整備していくという視点に立ち、総合的に判断していきたいと考えている。</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>
	<p>(再問) 地域によってはプール整備をしてほしい所もあると思う。そういった所に対し</p>	<p>日頃からプールのないエリアの保護者の方、地域の方からは、いろいろなご意見をいただいている。その都度、学校からも含めて、丁寧な説明をするようには努めている。やはり議員がおっしゃ</p>	<p>教育部 長</p>	<p>教育総務 課</p>

	て、声があがってくるまでに事前に市としての考え方を検討し、学校・保護者の声を聴いて、丁寧な説明をしてほしいと思うが、見解を問う。	るように一定の方向性をもって、明確に伝えていくことが必要かと思っているが、現時点でここをする、ここをしないとか廃止するといったような明確・限定的な説明の仕方というのが、中々できない状況であるので、その辺りは状況等を見ながら、丁寧に説明させていただきたいと考えている。		
竹本 直隆	<p>小学校では、体育の専任教員がいないため、命に関わる事故の恐れがある水泳指導は教員の負担も大きく、また指導においても難しい部分がある。</p> <p>先生の負担軽減のためにもインストラクターに指導を委託する選択肢もあるのではないかと推察するが見解を問う。</p>	<p>本市の小学校、義務教育学校（前期課程）において、すでに多くの学校が水泳指導講師を活用し、教員の負担軽減をしながら水泳の授業を行っている。</p> <p>本年度は未実施となったが、本来であれば25校中16校が水泳指導講師を活用した水泳の授業を行う予定であった。</p> <p>今後も各校の実情に合わせて、水泳指導講師を活用しながら、教員の負担軽減を図り、効果的で安全な水泳指導を行っていきたいと考えている。</p>	教育部長	教育指導課
	（再問）講師が不十分な学校には、インストラクターが来てもらえると、より充実できるのではないか。民間のスイミングスクールへの声掛け等ができないのか。	現在の水泳指導講師だが、教員の負担を減らすといったこと、子どもたちの安全安心ということがあるので、予算の範囲で措置をしながら、活動の充実につなげていきたいと考えている。	教育部長	教育指導課
鬼頭 男明	長浜市の各小中学校でのアンケートの結果、5月1日現在の児童生徒数9,748人のうち437世帯・児童生徒数601人が現在、「Wi-Fiは整っていない」という結果が出たが、そのうち、新規インターネット契約をしなければならない世帯もある。今後の市の対応について問う。	<p>GIGAスクール構想におけるICT機器の整備については、あくまでも学校での学習活動に主眼を置いたものである。</p> <p>議員ご指摘のオンライン授業等の緊急時の対応については、通信環境が整っていない家庭に対する貸出用の通信機器の整備として、今回補正予算に計上させていただいている。</p>	教育部長	教育改革推進室

	<p>(再問) 家にWi-Fi環境が整っていないと、学校からのデータは届かない。そのために、Wi-Fi環境がない世帯ではなく、新規インターネット契約をしなければならない世帯もあると思う。その世帯について、今後の市の対応を問う。</p>	<p>先ほど申しあげたように、整備した端末は基本的には学校で使うものであり、学校のWi-Fi環境のもとでソフトを活用して、双方向の学習を行うことが主目的である。従って、自宅に帰って使うのは基本的には緊急時以外はあまりないと想定している。</p> <p>新聞報道等では学校や自宅で常時Wi-Fi環境の中で活用することも取り上げられており、そのような使い方もあると認識している。また、端末の種類によっては、常時Wi-Fiに接続しないと動作しないというものもあるが、本市で導入予定の端末は学校のWi-Fi環境のもとで双方向の学習に使い、自宅ではソフト単体で起動させて復習等を行うという使い方を想定している。</p>	教育部長	教育改革推進室
	<p>(再々問) 通信環境がない限りは、緊急時のメールは届かないと思うが、この点についての見解を問う。</p>	<p>ご指摘のとおりだが、いきなりメールという手段ではなく、通知文等何らかの方法で連絡をした上での対応となる。そのために、現在、緊急時用の通信機器の貸与について計画しているところである。</p>	教育部長	教育改革推進室
鬼頭 明男	<p>GIGAスクール構想によって、契約通信料が負担となる世帯について、市の考えを問う。</p>	<p>各家庭において通信料が必要となるのは、主に臨時休業等の緊急時の場合を想定している。この際には通信料が必要となる。</p> <p>その際にも、要保護世帯における通信費の取扱いについては、国からの通知に基づき、生活保護制度において教材代として支給することとなっている。</p>	教育部長	教育改革推進室
	<p>(再問) ルーターの貸出の際に、通信契約をしなければならないと思うが、この点について市の考えを問う。</p>	<p>貸出用のルーターについても、個々の契約が必要である。</p>	教育部長	教育改革推進室
	<p>(再々問) 個々の契約負担となる世帯についての、市の考えを問う。</p>	<p>貸出用のルーターの通信契約については、基本的に各家庭で行っていただくことになる。ただし、要保護世帯については教材費として支給させていただきます。</p>	教育部長	教育改革推進室
高山 亨	<p>5月後半に分散登校が開始されたが、大変丁寧な指導ができて良かったという先生の声や、子どもたちの安心の声を聞いている。休</p>	<p>文部科学省では、臨時休業が長期間に及ぶことが子どもたちの学びの保障や心身の健康などに関して課題を生じさせる、という懸念があるとされていた。そこで、本市は長浜市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー会議での助言のもと、2週間を1つのスパンとし、5月後半</p>	教育長	教育指導課

	校中の課題と併せて、分散登校についての評価を問う。	から段階的に分散登校を実施し、教師が児童生徒一人一人に丁寧に関わることを心掛けた。なお、分散登校は4月後半にも実施している。また、学校再開後の6月も、2週目までは3時間程度の登校とすることで、感染及びその拡大のリスクを低減させながら、学校不適應などの大きな問題を起こさず、学校生活をスムーズに再開させることができたと評価している。		
高山 亨	学校は再開されたが、感染症は未だ収束せず、感染症対策が続いている。子どもたちにとって精神的なストレスは、大きなものがある。また、教員も消毒作業で仕事が増えている。そこへ授業の遅れへの対策もあり大変な状況だと思う。「授業の遅れ＝教育課程の問題」以外の感染症対策に伴う課題、開校後の子どもや教員が抱える課題について問う。	感染症対策に伴う課題については、従来の業務に加え、感染防止にかかる新たな業務の増加により、教員の負担感・疲労感は、大きなものとなっている。現在、スクールサポートスタッフ等、様々な施策により手立てを講じているが、新たな人材の確保が追いついていない現状がある。 また、開校後の子どもや教員が抱える課題については、過去に例のない長期休業後の開校となり、すぐに認識できる課題と中長期的に見ていかなくてはいけない問題であると捉えている。今後、どのような形で課題が出てくるのか、子ども、教職員等、各学校の状況を丁寧に見守っていきたいと考えている。	教育長	教育指導課
高山 亨	今も続いている感染症対策への労力と感染拡大への不安で、社会全体も学校も疲労が蓄積し、精神的にも慢性的不安を抱えた状態である。そうした中で、3か月分の内容を取り戻そうとすれば、無理が重なる。 教育長の考えは、教科指導中心の詰め込み指導とならないよう、運動会、修学旅行等できるだけ工夫して取り組み、豊かな中身の教育に取り組んでいくこ	ご指摘いただいた内容が本市教育委員会の原則的な考え方であると認識している。3月～5月の学習保障のために必要な時間数は約200時間程度と認識している。この時間数を確保するために、夏季・冬季休業の短縮、その他帯学習これは毎日15分間朝ずつと行うもの、水曜日の6校時、放課後等を使った授業、またある中学校においては、通常50分の授業を45分に設定し、日によっては7時間実施している。このように時間割編成の工夫を行っている学校もある。 しかしながら、学校に対して子どもたちが「もう行きたくない」という思いに至ってしまったら、これを回復することは学習進度を稼ぐことよりはるかに困難が伴う。そういう視点に伴って、行事も含め学校ならではの教育活動を充実させ、子どもの笑顔を大切にした教育課程の編成を行っている。学校行事については、例えば小学校の運動会	教育長	教育指導課

	とだと理解しているが、間違いないか問う。	はどの学校も半日で行われる。これは運動会にかかる準備もかなり削減できる。ただし、物理的に半分にするのではなく、運動会の在り方を検討し、子どもたちの育ちに大事なところは残す。このように精選し、困難な状況を乗り切っていきたいと考えている。		
	(再問) 文部科学省の通知によると、(臨時休業中の家庭学習において) 十分な学習の定着が見られ再度指導の必要がないと判断した場合は、授業で取り扱わなくていいとあるが、格差の中落ちこぼしの子どもがいないか心配する。休校中の家庭学習力の差、元々の学力差が、今回のことで広がったのではないか、教育委員会の考えを問う。	議員ご指摘のとおりと考えている。過去例のない長期休業中の課題として把握しているのは、自分で考えて計画しどんどん学習を進められる子どもと、それができない子どもの存在である。そのために、学校では長期休業中に家庭訪問を繰り返す、三密を避けながら登校させるなど懸命の努力をしていただいた。特に小学校新1年生については勉強の仕方がわからないため、様々な意見もあったが、分散登校等も積極的にしていただいた。我々が例年危惧しているのは、夏休み明けの9月1日である。これは非常に大きな問題が集中して現れることが多いからである。幸い現時点ではそういったことはないが、長い2学期、子どもたちを感染症の心配から守りながら学校教育活動を展開していく学校現場を、教育委員会として全力で支える覚悟で取り組んでいる。	教育長	教育指導課
高山 亨	コロナ渦における三密回避の中で、少人数学級を求める動きが自治体首長から出ている。政府も骨太方針に「少人数での指導」を加え、検討を始めると述べている。7月20日教育再生実行委員会では「20~30人未満の早期実現を目標とすべき」、8月、文科省中教審中間まとめでは、「少人数編制を可能とする指導体制、施設設備を図らなければならぬ」という声も出ている。こうした少人数学級・少人数指導を求め	現在、市内各小中学校及び義務教育学校については、県下に先駆けて、平成28年度より、市独自市費を投入して、1学級36人~39人の学級については少人数学級編制を実施している。最大の理由は、健全に発育させるために二つの学級に編制した方が効果的であるとの学校の要望に基づいたものである。 それ以外にも、県費の少人数指導加配を活用して、全て35人以下の学級を実現している。また、35人を超える学級がない学校については、少人数指導を算数・数学科を中心に実施している。 感染症予防という観点からすれば、学級の人数の過密な状態をなくしていくというのは、たいへん重要なことであると認識している。大規模な学校を例に、20人程度の学級を想定すれば、学級も20以上不足するというのが現状である。新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた国や県の少人数学級整備に向けた動向を今後も注視しながら、県教委にもお願いすべきところはする。	教育長	教育指導課

	<p>る動きに対して、市はどう向き合うのか問う。</p> <p>(再問) 日常の学級定員は、何人ぐらいが望ましいと考えているか。</p>	<p>只今の質問には、二つの視点が存在すると思う。一つは、感染症の予防に関する視点。二つ目は、学習指導に関する視点。少人数で効果が上がる教科・単元、一定規模の学級の人数の方が効果が期待できる教科・単元に分けられると考えている。それを子どもたち、学校の状況によって適宜組み合わせさせていくという学習形態が有効なのではないかと考えている。とはいえ、一斉指導スタイルをやっている限り、理解に差がある子どもたちをいくら少人数にしても、なかなか乗り越えられない部分も存在する。ICTを導入・活用して、学習の個別最適化を展開できるシステムについて来年度より長浜市も試行的に市内全小中学校で導入していく。その成果も見ながら、議員ご指摘のとおり、国、県の動向も併せて、今後の長浜市の学校規模についても、市教委なりの見解を作っていくと考えている。</p>	教育長	教育指導課
高山 亨	<p>これまでも様々な方策により、少人数学級や少人数指導を増やしていただいている。しかし、35人やそれに近い学級がある限り、密にならない程度まで減らしていく対応への努力は、すぐにでも必要ではないか。すべて20人以下の学級とするには、教室や教員の確保が必要であり、すぐに実現というわけにはいかないが、せめて小学校1年生、低学年について少人数教育をさらに充実させていく施策を進めるべきではないかと思うが、市の見解を問う。</p>	<p>本市では、さまざまな国の支援策事業（緊急スクール・サポート・スタッフの配置等）により、学校支援策を講じている。</p> <p>学校からは、児童生徒と向き合う時間の確保、業務及び負担の軽減等、教員の業務軽減につながっているとの声が届いている。</p> <p>しかしながら、人員枠は増すものの、人材確保が増々困難な状況にある。</p> <p>今後、小学校下学年の少人数指導スタイルの仕組みについても県に十分に働きかけるとともに、市としても、ICT機器等の導入を踏まえながら、子どもたちにとって良い教育環境が準備できるように努めていく。</p>	教育長	教育指導課

<p>高山 亨</p>	<p>国の支援策（スクール・サポート・スタッフの配置等）で若干の支援が入ったが、教員の負担は相変わらず大きいものがある。さらなる人の配置を含めた支援策が必要だと思われるが、市の見解を問う。</p>	<p>先の質問でお答えした内容であるが、様々な学校支援策は国・県・市それぞれが行っている。業務負担の軽減に繋がっているという声もあるが、十分であるとは認識していない。</p> <p>現時点で、課題として考えているのは、子どもたちはもちろんであるが、現場で働く先生方の心理的なストレスを懸念している。中でも、就学前の子どもたちの指導に当たっている保育園、認定こども園、幼稚園の先生方は、常に三密の世界である保育の現場で感染を防ぐために、非常にご苦労なさっている。先生方の疲労を考えると教育委員会としても、ストレスを早期に発見して、手立てを打てる部分については打っていききたい。</p> <p>今後、時間もかかるであろうと認識しているが、現場の先生方の声を率直に受け止めて、真摯に取り組む所存である。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>中川 リョウ</p>	<p>コロナ禍での学習指導の重点化にあたり、ICTや学習指導員の活用、地域、家庭との連携を図るとともに、学校の授業以外の場での児童生徒が学習状況の把握はどのようにされたのか、どのように取り組んでいられるのか問う。</p>	<p>学習状況の把握については、各校で家庭訪問や分散登校、または学校ホームページ等の活用を通して、児童生徒と学習課題等のやり取りをし、家庭と連携しながら把握し、必要に応じて個別に指導や支援を行っていた。学校再開後には、指導内容に、休業中の学習分を含めた既習事項の復習を組み込むとともに、随時、学習指導計画の見直しを行い、「学校で行う学習」と「家庭で行う学習」を関連付けながら、各校で丁寧に状況の把握や指導を進めているところである。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>
<p>中川 リョウ</p>	<p>学習意欲のある子どもとそうでない子ども等の差がさらに学力格差を生む問題についてどう考えているのか問う。</p>	<p>学力格差については、教育委員会においても今後深刻な問題化を予想している。先ほど申したとおり、自分で計画してどんどん学習できる子となかなかできない子が平常時においても存在するが、特に著しく差が広がるのはこの休業中であったかと認識している。</p> <p>さらに重要なのは、日本語を十分に習得していない子どもの存在である。日本語の学習教材を使って自分で学習を進めていくことは困難であり、家庭におけるサポートや指導も十分ではない。</p> <p>第3に、発達に特性がある子どもについても（家庭で）個別に学習していくこと自体が難しいことが多い。</p> <p>そういった子どもたちについて、市教委も学校</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>

		と連携してしっかりと状況をつかんでいかなければ、学習の重点化にはつながっていかない。時間をかけるべきところにかけるということが、今後最重要な視点となると考える。		
	(再問) 家庭環境等の問題があり、なかなか差が縮まらない状況ある中で、把握は確かに大切であるが、把握後にどのように取り組むのか。	やはり基本的には個に対する支援だと考えている。先ほど申した外国籍の子どもたちに関しては、休業中に、担任の先生が自分で課題を翻訳して家庭へ届けていたり、対面指導ができないため、自動翻訳機などを使用しながらインターフォン越しに会話したりしていたという報告を学校長から受けている。こういった現場の苦勞に対して、教育委員会も、国・県の施策を踏まえて、可能な限り手厚い支援を後方からしていきたい。	教育長	教育指導課
中川 リョウ	高校入試を控えている中学3年生の保護者は、県内の各自治体での取組が様々なため不安を感じている。その対策はされているか。加えて、今年度の1学期の通知票の付け方が市内中学校ごとに差が見られた。内申書に大きく影響する通知票となるが、教育委員会の対応について問う。	先ほど申しあげた本市の学習保障については、県の方針を踏まえたものであり、他市の情報についても随時確認している。 通知票については、これまでより各校で創意工夫して作成されているものであり、この1学期においては、進路指導等も含めて、個別懇談を行いながら十分説明をしたうえで、子どもたちにお渡ししている。	教育長	教育指導課
	(再問) 受験を控える生徒のことを考えると、統一した見解で指導が必要であったと思うが、どうか。	進路指導に関しては、各校でつける成績等について、差異があるという状態はもちろんあってはならないことである。そのような指導は、校長会等を通じてしているところである。通信簿等の評価について、ご理解いただきたいのは、例えば音楽や技術・家庭といった教科については、1学期間での評価、評定が難しい学校もある。そういう学校については、個別に教育委員会で聞き取った上で、2学期の見通し等についても確認をし、保護者に対しても丁寧な説明をするように指導しているところである。 滋賀県内には都市教育長連絡協議会という組織があるが、そこを通じて県の教育長に申し送りをし、高等学校の入学試験の出題範囲についても、一定の方向性を出していただいている。	教育長	教育指導課

		<p>また、学力保障については、各校独自に補習や学習が少し遅れている子どもたちに対する手立ても、例年行っているように取組を再開している。こういった状況を十分把握しながら、国、県の人的な補充等もにらみながら、教育委員会としても最大限の努力をしていきたいと考えている。</p>		
中川 リョウ	<p>外国籍の児童生徒に対する就学促進指針の策定について問う。</p>	<p>7月に文部科学省より指針が出されたが、本市では市内に居住している外国人児童生徒の就学について、現在及び過去の調査において、不就学の外国人児童生徒は確認していない。</p> <p>また、長期休業期間中も各校において、家庭訪問等の手段を使いながら、家庭との連携を図るよう努めてきたところである。</p> <p>今後も、国の指針を踏まえ、市で配置している学習指導員やサポート支援員を活用して、よりきめ細かな支援や指導を行うことで、外国人の子どもたちも住みやすい長浜市の学校となるよう努めていく。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 就学促進指針の策定は必要ないということではよかったか。</p>	<p>(指標作成の)「必要はない」という認識ではない。長浜市の外国籍児童生徒数は県下においても在籍が多い市である。例えば、市内大規模小学校では、(全校児童数の)10%を超える児童が外国籍であり、日本語の習得状況も様々である。指針の整理というより、外国籍の子どもたちに対する具体的な手立てを講じていく必要があると考える。通訳を派遣することや支援員を増強するといった手立てではなく、もっと根本的な対応・手立てが必要であるという認識が原点となる。</p> <p>そういった原点で何をしていくということについて、指針の整備が必要であるという状況なら、整備していくことになるだろう。指針の整備以上に、具体的に何をすべきなのかという点に視点を置いて考えているところである。</p>	教育長	教育指導課
中川 リョウ	<p>昨今、職員のメンタルヘルス対策も大変重要である。県内でも学校におけるパワハラ問題が発生したが、6月から施行された改正労働施策総合推進法に基づくパワハラやセクハ</p>	<p>(教育委員会分)教育委員会としては、2020年6月施行の「改正労働施策総合推進法」を受け、「長浜市立学校におけるハラスメントの防止などに関する指針」を策定した。教育委員会事務局では、教育指導課教職員人事室を相談窓口として、先の方針にのっとり、校長会・教頭会を通じて周知を行い、あらゆるハラスメントに対する相談体制を整えている状況である。</p>	教育部長	教育指導課

	ラの指針策定、公平な判断ができる窓口の設置、その周知方法についての教育委員会、市の対応を問う。			
	<p>(再問) 相談窓口について、第三者、相談しやすい専門家が配置されているという自治体があると聞く。親身になって相談してもらえるために、中立的な立場の人がよいと思うが、どう考えているか。</p> <p>周知方法については、掲示する必要があると思うが、今後どう対応していくのか。</p>	(教育委員会分) 相談窓口は、7月から運用している。事前に、校長会・教頭会を通じて周知を図っている。ただし、デリケートな問題も含むので、周知は勿論であるが、それぞれの学校、施設の管理者の方で、日頃から状況を見て、敏感に察知する体制が必要であると考えている。	教育部長	教育指導課
	(再々問)「校長、教頭の判断に任せ、敏感に察知していく」ということが、セクハラ、パワハラの原因になっていくのではないと思うが、見解を問う。	周知して、校長、教頭に任せるというのではなく、申し出については窓口の方で丁寧にお受けする。ただし、その前段に、兆候を見極めながら、職場環境を整えていくということで、「校長、教頭の日頃…」という話をした。周知自体は校長会、教頭会を通じて既に行っており、それぞれの教職員に分かるようにしている。	教育部長	教育指導課
中川 リョウ	余呉地域では、芸術を生かしたまちづくりを推進されているが、アートと教育を結びつけたSTEAM教育についての当局の見解を問う。	<p>議員ご指摘のとおり、科学、技術、工学、芸術・教養、数学の要素を取り入れたSTEAM教育は、従前の理系教育に加え創造的な芸術や教養を培うアートが加えられ、注目されているところである。</p> <p>現在、ICT機器の整備に伴う教育手法の大きな変革期にあるなか、本市の小中学校では従来から実施している各校の特色ある教育活動としての伝統芸能や美術に先端技術をミックスした新しい教育活動を検討しているところである。</p> <p>これまでの実績を踏まえ、さらに充実したものになるように今後も取り組んでいく。</p>	教育部長	教育改革推進室
中川 リョウ	学校と児童生徒をインターネットでつなぐオンライン学習について多くの課題が顕在化していると考え。当	<p>現段階での課題としては、通信環境やICT機器の早期整備と、教員のICT活用指導力の向上を図ることの2点があると想定している。</p> <p>今後は、環境整備と並行して、ICT活用に関する研修を行う中で教員のスキルアップを図り、</p>	教育部長	教育改革推進室

	局の見解を問う。	ハードとソフトの両面からICT教育推進に向けての準備を進めていきたいと考えている。		
	(再問) 学校でオンライン学習等を行うとともに、家庭でも活用すべきと考えるが、どのように考えているか。	自宅に持ち帰らせないということではなく、基本的に双方向通信を使って学習するのは学校が基本であると申しあげた。自宅に持ち帰った場合は、端末にインストールしているソフトがあるので、予習・復習にも使っていただける。	教育部長	教育改革推進室
	(再々問) 端末を使った学習によって学習意欲が高まる可能性もあるので、双方向の学習を学校だけでなく家庭でも進めていくべきだと考えるが、この点について見解を問う。	1人1台端末は「新しい文房具」と呼ばれており、自宅に持ち帰って使っていただくこともある。そこで、必要に応じてインターネットに接続して学習することを制限するものではない。但し、市内一斉に実施するかどうかは、通信費の負担等の課題もあるので、学校と家庭でのオンライン学習については別の問題としてご理解いただきたい。	教育部長	教育改革推進室
中川 リョウ	ICT環境整備に各学校、教員で差がある状態である。ICT支援員の配置を少しでも早められた方がいいと思うが当局の見解を問う。また、ICT支援員はどのような人材を想定されているか問う。	本市においては、来年度からの1人1台端末の活用に合わせて、ICT支援員を配置する計画をしており、オンラインでのサポート等、本市の実情や学校のニーズに応じた効果的な支援体制の早期実現に努めていきたいと考えている。 また、配置するICT支援員については、本市が求める授業支援、校務支援、校内研修、環境整備等の幅広い業務に対応できる豊富な知識と経験を備えた人材の配置を想定している。 予算執行や環境整備の状況もあり、年度内についてはICT支援員を配置するための準備を行う。	教育部長	教育改革推進室
	(再問) 企業と連携して長期的な支援をしてもらっている地域もあり、ICT支援員よりも効果があるという結果も他自治体で出ている。こういうことも含めて検討をしていただきたいが、見解を問う。	各校の取組を共有していく場の中で、平準化するところは平準化し、議員ご提案の先進的な企業とのコラボレーションも念頭に置いて、ICT教育を推進していきたい。	教育部長	教育改革推進室
中川 リョウ	校務支援システムについて、利用機能の検討についてどのような機能を想定されているのか。	利用機能については、学校ICT環境整備計画の中で、校務の情報化による高い業務改善効果が得られる機能から導入することとしており、名簿・出欠・成績・指導記録等の管理や通知表・指導要録等の帳票作成が可能な「校務情報の管理・	教育部長	教育改革推進室

	<p>時間外勤務の縮減目標を導入前比20%と掲げられているがその根拠を問う。</p>	<p>運用機能」を有するシステムを導入する予定である。</p> <p>また、校務支援システム導入による時間外勤務の縮減目標の根拠については、整備計画策定時における県教育委員会「学校における働き方改革取組計画」の目標値と長浜市の実情に鑑みて、導入前からの20%縮減を目標に設定したところである。</p>		
	<p>(再問) 利用機能について、業務改善に大変役立つグループウェア機能が今回は入らないと聞いたが、そういったことはあるのか。</p>	<p>現実的に不都合が生じてくる場合は、使いやすいように考えていく。</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育改革推進室</p>
<p>丹生 隆明</p>	<p>新型コロナウイルスに感染した児童生徒が通う小中学校を休校にする際、校名を公表するかどうか問う。</p> <p>「不正確な情報を広げない」と公表する自治体がある一方、「プライバシー保護」で非公表とする自治体もある。校名の公表のあり方として長浜市としての対応を問う。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、感染のリスクを0にすることはできないとされていることから、誰にでも感染の可能性があるものであり、最重要課題は感染の拡大防止であると捉えている。</p> <p>したがって、今後学校関係者に感染が判明した場合は、一時的な臨時休業措置等の感染拡大防止策を講じつつ、プライバシーに配慮した上で、「形」に捉われることなく、関係者への迅速な情報提供等の対応を状況に応じて取っていきたいと考えている。</p> <p>先の文部科学大臣が発表されたメッセージにもあったように、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等は絶対に許されるものではないとの啓発も行いながら、感染拡大を防ぎ、安心安全な子どもたちの生活につながるよう努めていく。</p>	<p>教育長</p>	<p>教育指導課</p>